

介護老人保健施設ライフプラザ新緑運営規程

(施設の目的)

第1条 医療法人社団三喜会が開設する介護老人保健施設ライフプラザ新緑（以下「施設」という。）は、看護、医学管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護保健施設サービスを提供する事で入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設とする。

(運営方針)

第2条 施設は、第1条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

- 1 老人の自立を援助し、その家庭への復帰を目指す。
- 2 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視する。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 1 施設名 医療法人社団三喜会 介護老人保健施設ライフプラザ新緑
- 2 開設年月日 平成11年3月25日
- 3 所在地 横浜市緑区長津田町5708

(従業者の職種、実数)

第4条 業務に従事する職員は次のとおりとする。

	職種	常勤人数(名)	非常勤人数(名)
1	管理者(施設長兼医師)	1	
2	医師		1
3	看護職	15	
4	介護職	35	4
5	支援相談員	3	
6	理学療法士	6	1
7	作業療法士	4	
8	言語聴覚士	1	
9	事務長(兼副施設長)	1	
10	事務職員	5	

11	薬剤師	1	1
12	管理栄養士	2	1
13	調理員	委託	
14	介護支援専門員	3	
15	社会福祉士	1	

(職務の内容)

第5条 職員の職務の内容を次のとおりとする。

- 1 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- 2 医師は、施設利用者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- 3 看護職は、医師の指示を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 4 介護職は、医師の指示を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 支援相談員は、利用者・家族等に相談指導業務を行う。
- 6 作業療法士及び理学療法士・言語聴覚士は、医師の指示を受け利用者等に対する機能訓練業務を行う。
- 7 事務員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。
- 8 薬剤師は、医師の指示を受け薬剤業務を行う。
- 9 管理栄養士・調理員は、医師の指示を受け栄養、給食業務を行う。

(入所定員)

第6条 施設の定員は、入所120名（認知症専門棟40名）とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第7条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の症状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりにする。

- ① 利用者が当施設サービス等の提供を受けた場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、当該施設サービス等が法定代理受領サービスであるときは、法令に定める額を利用者から受領するものとする。
- ② 利用料として、居住費、食費、入所者が選定する特別な食事の費用、日用品生活費、教養娯楽費、理美容代、室料、特別行事費、私物の洗濯代、その他

の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(身体の拘束等・虐待の防止等)

〈身体拘束等〉

- 1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。
- 2) 当施設は身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 身体拘束等の適正化のために対策を検討する委員会を2月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

〈虐待の防止等〉

- 1) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施し、措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条

・面会

外来者面会する場合、指定の面会簿に記入する。又、時間外に入所者と面会する場合は施設に届けなければならない。

・外出・外泊

入所者が外出・外泊しようとするときは施設に届けなければならない。

・飲酒・喫煙

施設内での飲酒・喫煙の禁止。

・火気の取り扱い

施設内に危険物を持ち込まない。

- ・ 設備・備品の利用
故意に施設もしくは物品を破損したり、施設外に持ち出さない。又、無断で物品の位置を変えたり形状を変えたりしない。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
テレビやラジオ等の備品持ちこみの場合あらかじめ施設に届けなければならない。
- ・ 金銭・貴重品の管理
施設入所及び利用時、大金や貴重品は持ち込まないようにする。無断で持ちこみ紛失した場合は、施設側は責任を負わない。
- ・ 外泊時等の施設外での受診
外泊時施設外で病院及び診療所等で受診した場合、施設側にその旨を届けなければならない。
- ・ 宗教活動
宗教や習慣の違い等で他の入所者等を排撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵害してはならない。
- ・ ペットの持ち込み
施設での動物の持ち込み及び飼育をしてはならない。
- ・ 喧嘩・口論
喧嘩若しくは口論したり、泥酔するなど他の入所者等に迷惑を及ぼすことをしてはならない。
- ・ 環境衛生
入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生保持のため、施設に協力しなければならない。
- ・ 身上
入所者又はその家族は、身の上に関する重要な事柄が生じた時は、速やかに施設管理者又は支援相談員に届けなければならない。

(非常災害対策)

第10条 防火管理者には、事業所職員を充てる。

- 2 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 3 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 4 防火管理者は施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………… 年2回
(内1回は夜間を想定して行う)

②非常災害用設備の使用方法的徹底 随 時

- 5 当施設は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第12条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(相談又は苦情等の申し出)

第13条 利用者からの相談、苦情に関しては、介護支援専門員及び支援相談員が対応する。苦情等は具体的に利用者・家族から伺い、確認した内容は検証し改善事項は施設の管理会議で検討し改善するとともに、利用者・家族に検討内容を伝える。苦情等については記録を残し今後の対応に活かす資料にする。

(連絡先) 045-924-2200

(担 当) 支援相談員

(その他運営に関する重要事項)

第14条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えた入所させない。

- ① 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- ② 介護保健サービスに関連する厚生労働省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団三喜会介護老人保健施設ライフプラザ新緑の管理会議において定めるものとする。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後におい

ても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(協力医療機関)

第18条 施設は、入所者の医療的処遇を円滑に行うため、次の協力医療機関を定める。

① 協力医療機関

- ・名 所 横浜新緑総合病院
- ・住 所 横浜市緑区十日市場 1726
- ・名 称 町田慶泉病院
- ・住 所 町田市南町田 2-1-47

② 協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人桜樹会 カオス歯科
- ・住 所 相模原市南区相模大野 5-13-15 1F

附則

この規定は、平成14年 9月1日から実施する。
この規定は、平成15年 8月1日から実施する。
この規定は、平成17年 7月1日から実施する。
この規定は、平成19年 11月1日から実施する。
この規定は、平成19年 12月1日から実施する。
この規定は、平成21年 4月1日から実施する。
この規定は、平成21年 7月16日から実施する。
この規定は、平成23年 9月 1日から実施する。
この規定は、平成26年 4月 1日から実施する。
この規定は、令和5年 4月 1日から実施する。
この規定は、令和6年 4月 1日から実施する。
この規定は、令和7年 4月 1日から実施する。

資料①

積載根拠について

今回、消費税の変更に伴い利用料金の一部改正を行います。

横浜市緑区長津田町5708番地
医療法人社団三喜会 介護老人保健施設
ライフプラザ新緑
施設長 高石 愈（医師）
電話:045－924－2200
FAX:045－924－2258